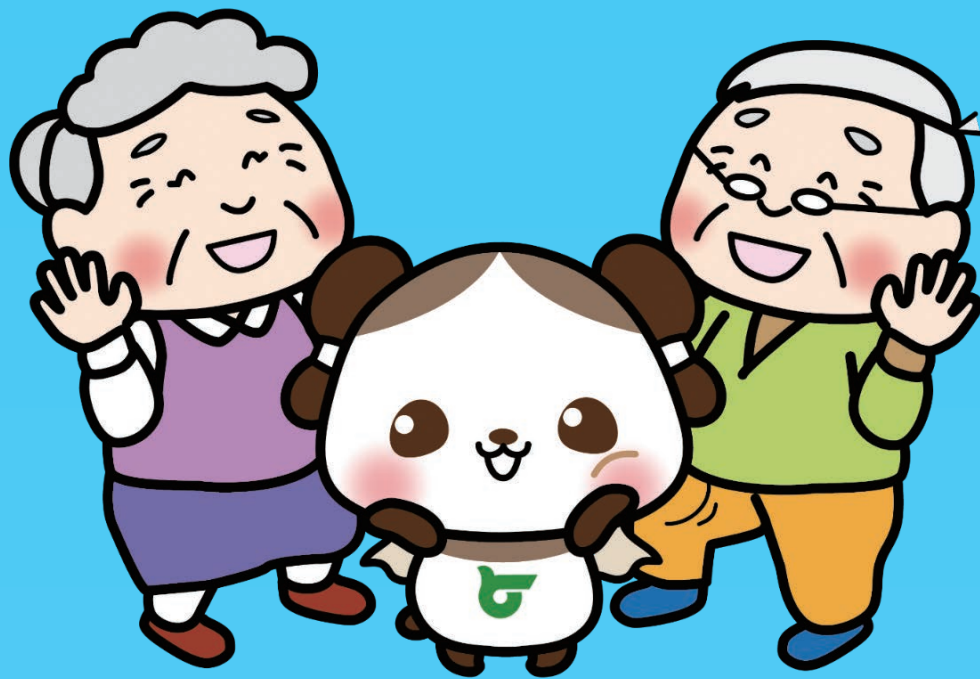


概要版

第8期 人生いきいきプラン

富加町高齢者保健福祉計画 富加町介護保険事業計画

— 令和3年度～令和5年度 —



令和3年3月

 富加町

1

計画策定の背景と趣旨

本町において高齢者割合は、令和元年10月現在で、30.2%、さらに、人口推計によると、計画の最終年にあたる令和5年には31.4%となり、その後も上昇し続け、令和22年には32.1%まで上昇すると予測されています。

このような状況の中で、今回、国が定める基本指針では、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え、「①2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整理」、「②地域共生社会の実現」、「③介護予防・健康づくり施策の充実・推進」、「④有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化」、「⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進」、「⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」、「⑦災害や感染症対策に係る体制整備」についての取り組みをより強化していくことが示されています。

本計画の策定にあたっては、国の基本指針に基づき、第7期計画の取組やその実施状況を踏まえ、地域の実情に応じた高齢者施策を総合的に推進していくための「第8期 人生いきいきプラン 富加町高齢者保健福祉計画 富加町介護保険事業計画」を策定するものです。

2

計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年間を計画期間とします。

また、本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年度（2025年度）、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年度（2040年度）を見据え、中長期的な目標を掲げた計画となります。

●計画の期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	～	令和22年度	
第7期 人生いきいきプラン 富加町高齢者保健福祉計画 富加町介護保険事業計画			<div style="text-align: center; background-color: #f08080; padding: 5px;"> 本計画 第8期 人生いきいきプラン 富加町高齢者保健福祉計画 富加町介護保険事業計画 </div>			<div style="text-align: center; background-color: #fff9c4; padding: 5px;"> 第9期 人生いきいきプラン 富加町高齢者保健福祉計画 富加町介護保険事業計画 </div>			団塊の世代が75歳以上			団塊ジュニア世代が65歳以上



中長期的見直し



介護保険制度の一部が変わります

1 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が要介護1～5となったとき、本人が希望し、市町村が必要と判断すれば、介護予防・生活支援サービス事業を引き続き利用できます。

2 所得の低い方が施設に入所した際の居住費・食費の自己負担限度額等が変更されます。

1日あたりの居住費・食費の自己負担限度額

令和3年7月まで

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯全員が 住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方		490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
3	前年の合計所得金額+年金 収入額が80万円超の方		1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

変更
ポイント

対象者の要件、食費の限度額を変更。(令和3年8月から)

令和3年8月から

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯全員が 住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方		490円 (420円)	370円	820円	490円	600円
3	前年の合計所得金額+年金 収入額が80万円超120万円 以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,000円
4	前年の合計所得金額+年金 収入額が120万円超の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,300円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

3 高額介護サービス費の所得区分と限度額が変更されます。

自己負担の限度額(月額)

令和3年7月まで

区分	限度額
現役並み所得相当の方 (年収約383万円以上)	44,400円(世帯)
住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課 税年金収入額が80万円 以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	15,000円(個人)

令和3年8月から

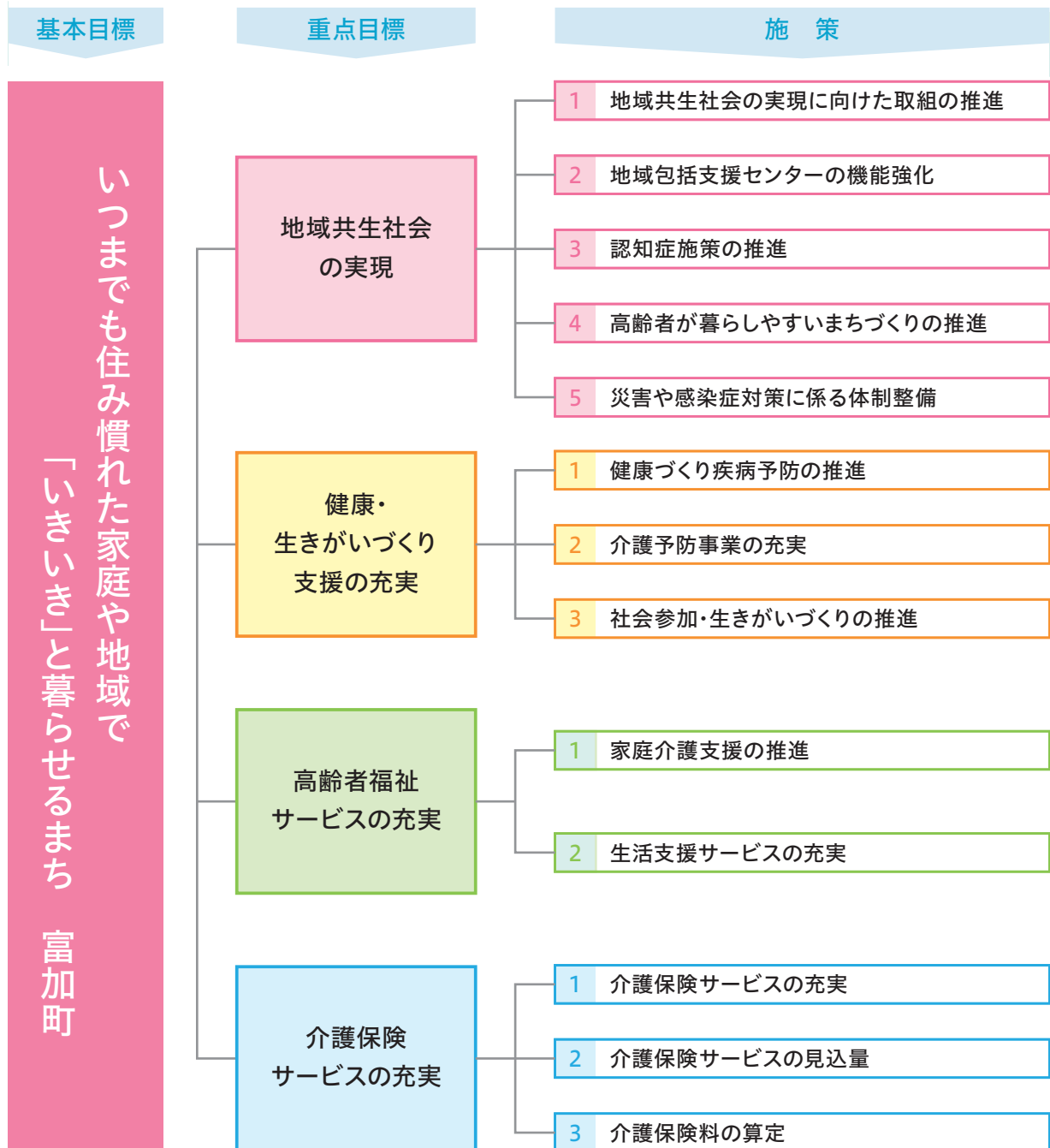
区分	限度額
年収約1,160万円以上の方	140,100円(世帯)
年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円(世帯)
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金 収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	15,000円(個人)

変更
ポイント

「現役並み所得相当」である方の区分を細分化し、新たな限度額を設定。(令和3年8月から)

計画の基本目標及び施策の体系

本計画の目標は前計画の基本目標を継承し、『いつまでも住み慣れた家庭や地域で「いきいき」と暮らせるまち 富加町』とし、その実現に向けて、4つの重点目標を定め、施策の展開を図ります。



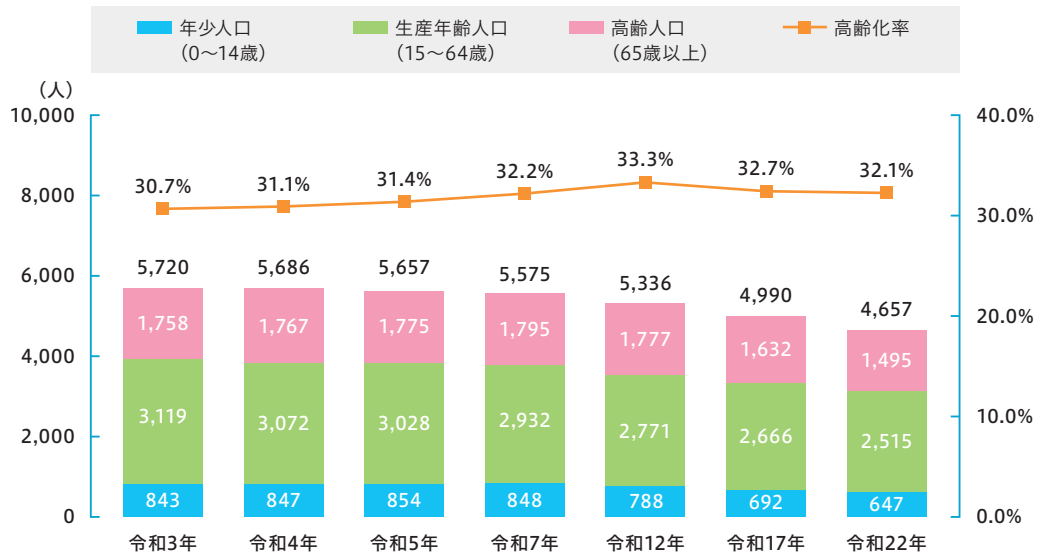
高齢者及び要支援・要介護認定者等の将来推計

1 人口と高齢者数の将来推計

本町の人口は減少傾向にあり、計画の最終年である令和5年の総人口は、5,657人になると見込まれます。

また、高齢人口(65歳以上人口)は年々増加する傾向にあり、高齢化率も上昇し、令和5年では、1,775人、31.4%になると見込まれます。

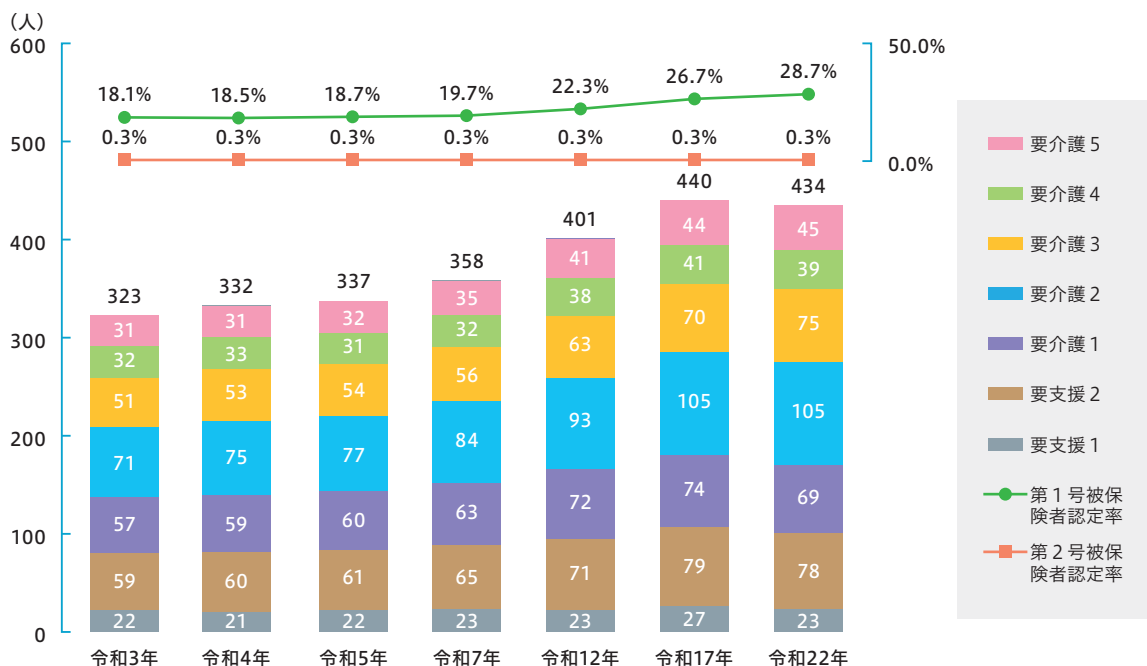
● 年齢3区分別人口推計



2 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移し、令和5年には337人に達する見込みです。この認定者数が、介護保険サービスの利用量を見込む算定基礎となります。

● 要介護度別認定者数の推計



介護保険事業費の見込み

標準給付費は、総給付費に食費・居住費（滞在費）について低所得者の負担を軽減するために設けられた補足給付としての「特定入所者介護サービス費等」、1か月の利用料が一定の額を超えた場合に給付される「高額介護サービス費等」、高額介護サービス費等支給後のなお残る世帯負担額に対して給付される「高額医療合算介護サービス費等」、国保連合会に審査支払業務を委託する場合にかかる「審査支払手数料」を加え、標準給付費として見込みます。

地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業にかかる経費の介護予防・日常生活支援総合事業費、地域包括支援センターの運営や任意事業にかかる経費の包括的支援事業費（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症初期集中支援推進事業等にかかる経費の包括支援事業（社会保障充実分）からなり、地域支援事業費として見込みます。

標準給付費と地域支援事業費の合計額が介護保険事業費となります。

●介護保険事業費

（単位：千円）

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費①	499,013	520,530	525,674
総給付費	478,639	500,860	505,708
特定入所者介護サービス費等給付額	12,675	11,856	12,034
高額介護サービス費等給付額	6,231	6,306	6,400
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,000	1,028	1,043
算定対象審査支払手数料	468	481	488
地域支援事業費②	44,836	45,983	46,744
介護予防・日常生活支援総合事業費	25,319	26,454	27,195
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	12,588	12,600	12,620
包括的支援事業（社会保障充実分）	6,929	6,929	6,929
介護保険事業費①+②	543,849	566,513	572,418



令和3年度から令和5年度の介護保険料基準額は**5,500円**です。

前回計画の基準額(4,300円)と比較して1,200円の増額となります。増額した主な理由は、第7期と比べて要介護認定者数が増加しており、介護サービス利用者、利用日(回)数が増加していることから、給付費の増加を見込んでいるためです。

段 階	対 象 者	基準額に 対する割合	月 額 (R3~R5年度)	年 額 (R3~R5年度)	年 額 (R2年度)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.50 (0.30)※	2,750円 (1,650円)※	33,000円 (19,800円)※	25,800円 (15,480円)※
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	0.70 (0.50)※	3,850円 (2,750円)※	46,200円 (33,000円)※	36,120円 (25,800円)※
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	0.75 (0.70)※	4,125円 (3,850円)※	49,500円 (46,200円)※	38,700円 (36,120円)※
第4段階	本人は町民税非課税であるが、世帯内に町民税課税者がいる場合で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.85	4,675円	56,100円	43,860円
第5段階 (基準)	本人は町民税非課税であるが、世帯内に町民税課税者がいる場合で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	1.00	5,500円	66,000円	51,600円
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が60万円未満の方	1.10	6,050円	72,600円	56,760円
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が60万円以上120万円未満の方	1.20	6,600円	79,200円	61,920円
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	7,150円	85,800円	67,080円
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	8,250円	99,000円	77,400円
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.70	9,350円	112,200円	87,720円
第11段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	1.80	9,900円	118,800円	92,880円

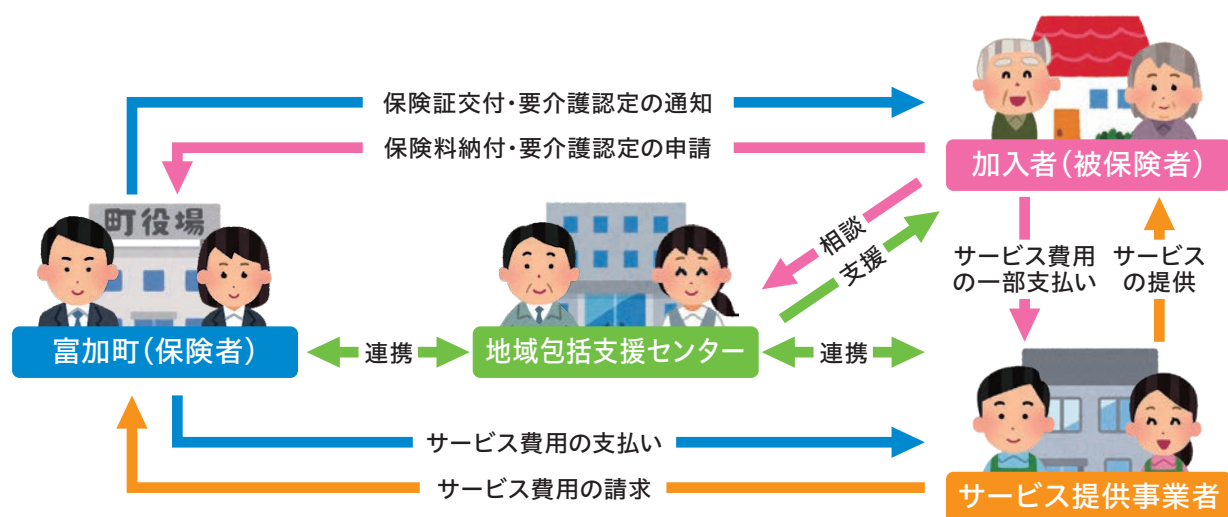
※低所得者に対する負担軽減措置のため、引き続き、保険料基準額に対する割合が引き下げられます。

第1段階で0.5から0.3、第2段階で0.7から0.5、第3段階で0.75から0.7に引き下げます。

介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、町民皆さんがいつまでも安心して暮らせるようにするための制度です。運営は富加町で行い、40歳以上の方が加入者として保険料を納め、介護を必要とする方がサービスを利用できるしくみになっています。

みんなで支える介護保険



介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます

65歳以上の方

(第1号被保険者)

介護サービスを利用できるのは

介護が必要と認定された方です(病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず、介護サービスの対象となります)。



介護保険証は、65歳の誕生日前に交付します。

医療保険に加入している

40～64歳の方

(第2号被保険者)

介護サービスを利用できるのは

老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護が必要と認定された方です。



介護保険証は、要介護・要支援の認定を受けた方などに交付します。

第8期 人生いきいきプラン 概要版

富加町高齢者保健福祉計画 富加町介護保険事業計画

お問い合わせ

富加町 福祉保健課 福祉保健係
〒501-3392 岐阜県加茂郡富加町滝田1511番地
TEL(0574)54-2111 FAX(0574)54-2461